

第 年 月 日 号

様

橋本市長

管理不全空家等に対する措置について（指導）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定による「管理不全空家等」に該当すると認められた下記の空家等について、下記のとおり当該「管理不全空家等」が法第 2 条第 2 項の規定による「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第 13 条第 1 項の規定に基づき指導します。

記

対象の空家等	所在地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
指導内容		
指導の事由		
指導の責任者	所属	橋本市 部 課
	職 氏 名	
	連 絡 先	

- 備考：
- 一、指導内容の実施後、遅滞なく指導の責任者に報告してください。
 - 一、状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大
きいと認められる場合は、法第 13 条第 2 項の規定に基づき必要な措置をとるよう勧
告することがあります。
 - 一、対象の空家等の敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は
同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課
税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、法第 13 条第 2 項の規定による勧
告を受けることにより、当該特例の対象から除外されることとなります。